

自立相談支援事業と連携する他の支援事業

家計改善支援事業

失業や債務問題などを抱え、家計に問題のある人に、家計を再建するための支援を行います。

就労準備支援事業

すぐに就労することが困難な人に、就労に向けた準備として基礎能力の形成を図るための支援をその人に応じた段階で計画的に行います。

学習支援事業

養育に課題をもつ生活保護世帯等(ひとり親世帯等)の児童へ学習支援を行います。

住居確保給付金

離職により住居を失った人、または住居を失うおそれの高い人に、就職活動をし仕事に就くために、期限付きで家賃相当額を支給します。

生活福祉資金貸付制度

低所得・障がい者・高齢者世帯などに対し、世帯生活の安定と自立を目的に、資金の貸付を行います。(貸付には返済が伴うため、貸付条件を満たす必要があります)

生活に不安や心配がある人は、ひとりで悩まず、深刻化する前に早めに相談しませんか。
まずはお気軽にお電話ください。

ご相談・お問い合わせ

生活自立相談支援センター

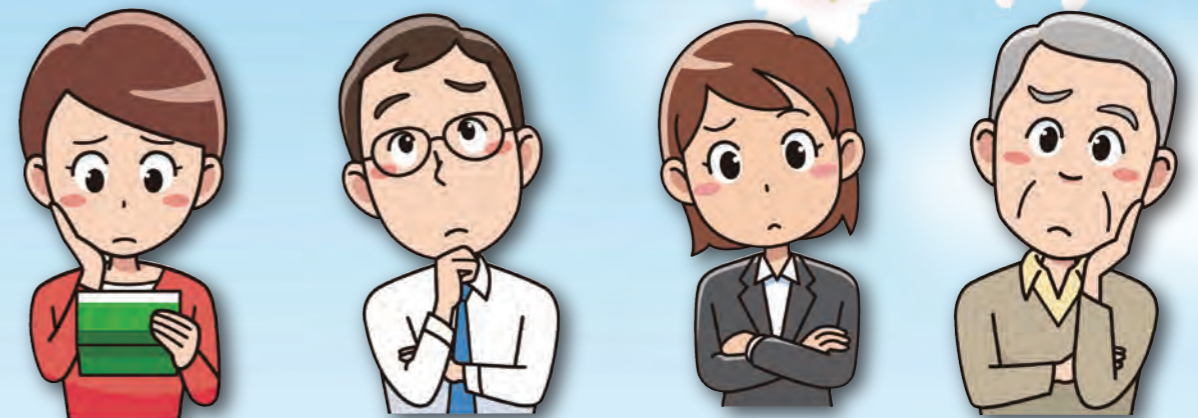
電話 0259-81-1155
受付時間 平日8:30~17:15

〒952-0206 佐渡市畑野甲533番地
社会福祉法人 佐渡市社会福祉協議会

生活自立相談支援センター のご案内

このような不安や心配を抱えていませんか

- ・生活費のやりくり困っている
- ・借金が多くて、どうしたら良いかわからない
- ・就職したいのに、なかなか決まらない
- ・仕事が長続きしない
- ・家族のことで悩んでいる
- ・人とうまく話ができない
- ・どこに相談したらいいかわからない



こんなときは...

ひとりで悩まず、**ご相談**ください

生活困窮者を支援する「第2のセーフティネット」

<第1のセーフティネット>

社会保険制度
労働保険制度

<第2のセーフティネット>

生活困窮者自立支援制度

<第3のセーフティネット>

生活保護制度

日本には、安心して働けるように「社会保険制度」や「労働保険制度」が「第1のセーフティネット」としてあります。また、万一のときにも最低限の暮らしは維持できるように「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」として整備されています。

しかし、近年の雇用状況の変化から、それだけでは安心した国民生活を支えられなくなってきており、生活保護に至る前に早期の支援を行う「第2のセーフティネット」として「生活困窮者自立支援制度」が構築されました。

自立相談支援事業

自立相談支援事業で本人に必要な支援を把握し、本人の状況に応じたさまざまな支援につなげていきます。

<相談から支援までの流れ>

①まずは、困っていることについてお話しください。

②お困りごとの内容にふさわしい対応方法を考えます。

③生活の状況と課題を明らかにします。

④自立した生活を送るための支援プランを作ります。

⑤プランにもとづいた支援が提供されます。

<専門の支援員が相談に応じます>

- 主任相談支援員・・・相談業務全般をマネジメントし、高度な相談支援、他の支援員への指導・育成などを行います。
- 相談支援員・・・相談者から相談を受け、課題の分析やプランの作成、包括的な支援の実施を行います。必要に応じて訪問支援も行います。
- 就労支援員・・・ハローワークや協力企業などと連携し、職業訓練、就労支援など就労に関する支援を行います。



さまざまな関係機関と
連携して支援を行います

自立への一歩を踏み出しましょう

ケース1 「生活費のやりくりが困っている。公共料金も滞納して止められそうだ。」

現在どのようにお金を使っているのかを知ることが、家計見直しの第一歩です。支援員が家計全体を見渡し、改善点を見つけます。

家計相談のご相談に対しては、まずはレシートを集めることからおすすめしています。自分が何にお金を多く使っているかに気づくことで、無駄な出費を減らすことができるからです。また、滞納している税金や公共料金、借金がある場合は、無理のない返済計画を立て、少しずつ支払っていくことも大切です。

一年という生活の中では、冠婚葬祭や家族の医療費など急な出費もあるものです。一年間のお金の流れを知り、貯蓄につなげましょう。

今まで家計簿をつけたことがないという方も、安心してご相談ください。支援員がお手伝いします。

ケース2 「働きたいけど、どうしたらいいかわからない。」

仕事を見つけるためには、まずは何度もハローワークへ通い、探していただく必要があります。しかし、すぐに働くことができない場合もあるかもしれません。「人とうまく話ができない。」「長く働いていなかったから、働くこと自体が不安だ。」このような不安を抱えている場合は社会参加から始めるなど、一人ひとりに合わせたペースで一歩を踏み出せるよう一緒に探っていきます。

また、仕事以外の心配ごとがあるために仕事に就けない人もいます。そのような場合は、本人だけでなく家族も含めて包括的に支援します。

ケース3 「困っているが、どこに相談していいのかわからない。」

家庭や就労、心身の問題など、抱えている問題を広く支援員がうかがいます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。本人の意思や希望を尊重しながら、必要な支援を考えます。相談の内容によっては、適切な対応ができる他の専門機関につなげます。

一人ひとりに寄り添いながら、あなたに合った方法を一緒に考えます。